

朝鮮昭和十九年人口調査

人口調査員必携

朝鮮總督府

청구  
번호 312  
75387

등록  
번호 108866

저자명 朝鮮總督府

서명 人口調査員名簿

소속	이름	대출일	반납 예정일	반납일

請求番  
號 108866 登錄  
番號

著者

書名



(三八)

(三七)

(二九)

(二九)

(五)

(四)

(一)

## 第一 朝鮮昭和十九年人口調査要綱

### 一 調査の目的

戦局の進展に伴ひ朝鮮に於ける兵役法の實施並に軍需生産、食糧生産、交通運輸等に要する人員の充實及食糧其の他國民生活用品の配給統制等の重要計畫樹立上必要なる人口統計資料を急速に整備する要あり然るに現下の狀勢に於ては人口の移動甚しく信賴すべき人口の推計は不可能なり依つて資源調査法に基き緊急に人口調査を行はんとす

### 二 調査の範圍

調査の時期に朝鮮に現在する者但し陸海軍の部隊艦船に在る者を除く尙從來の特別調査區域たる王公族の殿邸及刑務所等に付ては別途調査す

### 三 調査の時期

昭和十九年五月一日午前零時

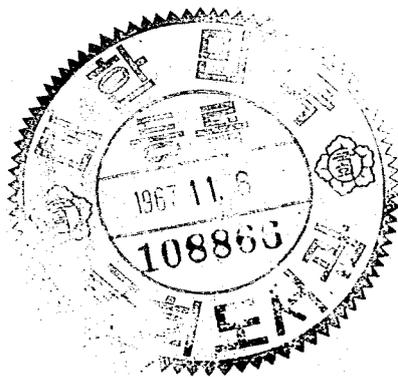
### 四 調査の事項

- 1 住所及本籍
- 2 氏名
- 3 男女の別
- 4 出生の年月日
- 5 配偶者の有無
- 6 所屬の産業及職業並に特殊技能
- 7 従業上の地位
- 8 兵役の關係
- 9 民籍又は國籍
- 10 學歴

### 五 調査の方法及順序

各人毎に一枚の中告書を用ひ世帯主より申告せしむ

府邑面の區域を調査區に分ち各調査區に人口調査員を置く此の場合調査區の區域は成るべく町洞里



部落及愛國班等の區域を勘案し適當に設定せしむ

調査員は調査期日前擔當調査區内の各世帯の狀況を調べ照査表を作成し申告書用紙の配付其の他の準備を爲し調査の時期後申告書を蒐集し之を照査表及照査表寫と共に府尹邑面長に提出す

府尹邑面長は各調査員より提出したる照査表に依り府及邑面要計表を作成し申告書竝に照査表寫と共に府尹は道知事に邑面長は郡守又は島司に提出す

郡守島司は邑面要計表に依り郡島要計表を作成し邑面長より提出の申告書、照査表寫竝に邑面要計表と共に之を道知事に提出す

道知事は府及郡島要計表に依り道要計表を作成し府尹郡守及島司より提出したる申告書、照査表寫、府及邑面要計表竝に郡島要計表と共に朝鮮總督に提出す

#### 六 調査の結果の整理及利用

調査の結果の整理は中央集査とす

本調査の結果は動員兵力を推知せらるゝ危険多きものなるも調査の目的は前掲の如き重要な國家計畫の必要に出づるものなるを以て各般の施策計畫上の基礎資料として之を各官廳其の他の利用に

供するものとす但し之を公表せざるは勿論其の取扱には秘密保持上格別の注意をなすものとす

## 第二 人口調査員の特に注意すべき事項

今回の調査は前掲の調査要綱にもあります通り、現時局下に於ける重要國策樹立上の最も必要な資料となるのでありますから、各位はよく本調査の趣旨を諒得し、申告義務者をして嘘偽りのない申告と、正しい記入をなさしめるやう指導上特別の注意を拂はれたいのであります。

殊に朝鮮の現状としては多くの場合調査員の代筆を必要とするのでありますから、各位の活躍に俟たねばならぬことが多々あるのであります。従つて調査に關する諸規程を十分熟讀し之に精通せられることが第一に必要であると共に、特に左の諸點に留意されて調査の完璧を期して戴きたいのであります。

一 被調査者中陸海軍の部隊及艦船に在る者は今回の調査より除外されて居るから、關係方面とよく連絡をとり間違ひのないやうに注意すること。

二 本調査は直接各世帯や個人を對象として物資の配給、供出、徴用等に絶対に利用することはあり

ませんから、世帯員の申告に脱漏、重複又は所謂幽靈人口を申告させないやう特に注意すること。

三 記入済の申告書は嚴重に検査を行ひ紛失しないやう特に注意し、調査に當つて知り得た事柄は各個人の秘密保持上絶対に之を他に洩さぬこと。

殊に町會關係役職員、部落聯盟役職員、愛國班長等が偶々調査員になつて居る場合に申告書又は本調査實施に關聯して知り得た事項を配給關係等に切に利用することは絶対にあつてはならぬと共に右の如き誤解を生ぜしむるが如き言動は絶対に慎しむこと。

四 内地（樺太を含む）は二月二十二日に同様の調査が行はれたのであるが、之は朝鮮とは別個の調査であるから、内地で申告した者でも五月一日午前零時に朝鮮に現在した者は、更に申告を爲さねばならぬ點を特に注意すること。

## 第三 朝鮮昭和十九年人口調査申告書の記入の仕方

### 一 申告上の注意

(一) 今度の人口調査は朝鮮の人口状態を明かにして兵役法實施、軍需生産、食糧生産、交通運輸等に必要なる人員の充實及食糧其の他國民生活用品の配給統制等の重要計畫樹立上信頼し得べき基礎資

料を得んとする戦時下洵に意義深い調査であります。従つて一人でも申告漏があつてはならないと共に、又一人でも嘘の人口（五月一日午前零時に當該世帯に現在しない人口を申告すること）が申告されて所謂幽霊人口が出るやうな事があつてはなりません。

(二) 本調査は前記の如く各種重要計畫樹立上の基礎資料を得る爲實施するものではありますけれども、直接に各世帯又は各個人に對する配給、供出、徴用等の爲には絶対に之を利用することはありませんから、安心して正しい申告をしなければなりません。

(三) 調査を受ける場所は世帯です。それで世帯主又は世帯の管理者は、昭和十九年五月一日午前零時に其の世帯に居つた人をすべて漏れなく申告しなければなりません。今生れたばかりで未だ名前もつけてない赤坊でも、又一時的の來客でも派出婦でも、兎に角五月一日午前零時に其の世帯に居つた人はすべて漏れなく申告しなければなりません。

(四) 五月一日午前零時に偶々屋外に在り、又は夜業、夜勤、宿直等の爲世帯のない場所に在つても、五月一日中に自己の世帯に歸るべき者は其の世帯に現在した者として、世帯主又は世帯の管理者から申告しなければなりません。

(五) 五月一日午前零時に汽車、電車又は世帯のない舟筏或は陸路の旅行中であつて、旅館其の他の世

帯に宿泊しないことが豫め明かな者は最後に出發した世帯に現在した者として申告し、又豫め明かでない者は五月一日午前八時迄に到着した世帯に現在した者として申告しなければなりません。従つて此の場合にはよく重複したり又は漏れたりすることがあり勝でありますから特に注意を要します。

(六) 五月一日午前零時に朝鮮に現在した者であつて、何れの世帯に於ても申告されなかつたことを知つたときは、自ら進んで五月四日迄に最寄人口調査員或は府尹（京城府に在つては區長）邑面長に申出で調査を受けなければなりません。

(七) 内地（樺太を含む）では昭和十九年二月二十二日に調査がありました、朝鮮の調査は内地の調査とは期日も異なり全く別個の調査でありますから、其の後内地から朝鮮へ轉住した人又は内地からの旅行者若は一時的滞在者で、五月一日午前零時に朝鮮に現在した者は内地で一度申告をした者でも、再び朝鮮で申告しなければなりません。

## 二 各欄の記入方

申告書各欄の事項に付ては左の注意をよく参照して間違ひなく正しい記入をして下さい。

(八) ※印調査區番號及道府郡島區邑面（現在地）欄

府尹（京城府に在つては區長）邑面長が調査員に申告書用紙を交付する際記入すること。尙此の道府郡島區邑面名は現在地名を書くのである。

(二) 印 欄

(1) 世帯番號及町洞里番地（現在地）欄

人口調査員が申告書用紙を世帯に配付する前に豫め照査表に依つて記入すること。

(2) 何枚の内第何號欄

人口調査員が申告義務者から申告書を受取つた際其の世帯の人員に應じて、申告書一枚毎に世帯主から順序に總枚數（世帯人員數）何枚の内第何號と記入すること。

(三) 住所及本籍欄

(イ) 住 所 欄

(1) 住所とは生活の本據とも謂ふべき平常住つて居る場所の意であつて、本欄には「あなたのお住ひは何處ですか」と謂ふ問に對して「私の住ひは何道府又は何郡島の何邑面です」と謂ふ風に答へる場所を、朝鮮に住所のある者は府又は邑面名迄記入すること。但し住所が右側※印

(現在地)欄の記入と同一であるときは、本欄の道と印刷してある文字の上部の空欄に斜線を引くこと。

- (2) 内地に住所のある者は其の都道府縣名を記入すること。
- (3) 臺灣又は南洋に住所のある者は夫々「臺灣」又は「南洋」と記入すること。
- (4) 外國に住所のある者は其の國名を記入すること。
- (5) 一時宿泊中の旅館又は入院中の病院等は住所ではなく、例へば退院後再び家族と共に住ふことになつて居る場所等が住所である。之と反對に遊學中の學生生徒、勤人等の寄宿舎、合宿所、下宿屋等は其處が住所であつて親元を住所としてはならない。

#### 回 本 籍 欄

- (1) 本籍が住所と同一場所であるときは、道と印刷した文字の上部の空欄に斜線を引くこと。
- (2) 本籍と住所とが異なるときに限り朝鮮に本籍がある者は其の所在地の道府郡島名を記入すること。

内地に本籍のある者は其の所在地の都道府縣名を記入すること。

臺灣又は南洋に本籍のある者は「臺灣」、「南洋」と記入すること。

外國に本籍のある者は其の國名を記入すること。

(3) 生れたばかりで未だ出生届の済まない者は親の本籍に依つて記入すること。

#### (四) 氏名欄

名前を記入すること。未だ生れたばかりで命名しない者は「名つけず」と記入すること。

#### (五) 男女の別欄

男は⊙、女は⊙のやうに○を以て圍むこと。

#### (六) 出生の年月日欄

(1) 戸籍簿に記入してある出生の年月日をそのまま記入すること。

(2) 戸籍と實際の出生年月日と異なるときは戸籍の出生年月日を記入すること。

(3) 生れたばかりで未だ出生届の済まない者は實際に生れた年月日を記入すること。

#### (七) 配偶者の有無欄

現在配偶者が有る者は⊙、無い者は○のやうに○を以て圍むこと。配偶者が有るか無いかは入籍の

如何に依らず實際の状態に依るものであつて内縁關係でも④とすること。

(ハ) 所屬の産業及職業並に特殊技能關

(イ) 産業關

(1) 自分で事業を營んで居る者は其の事業が二三頁以下の産業分類の何れに當つて居るかをよく見定めて其の番號と産業名とを、例へば「七〇土木建築業」の如く記入すること。二つ以上の産業名に當る場合は其の主なるもの一つを記入すること。

(2) 勤人、職工、鑛夫、住込の雇人のやうに人に雇はれて居る者は勤先の商店、工場、會社等の事業が二三頁以下の産業分類の何れに當つて居るかを見定めて其の番號と産業名とを、例へば自分はツイピストであるが勤先が紡織工場であれば「六六紡織工業」と記入すること。大きな會社、工場等で二つ以上の事業部門のある場合、例へば物品販賣業と旅館と兼營し自分の勤めて居る部門が旅館の方であれば「七四接客業」のやうに其の番號と産業名とを記入すること。

(3) 部分品附屬品の製造業は該當する産業分類が別がない限り、其の完成品の製造業の屬する分類の番號と産業名とを記入すること。

(4) 修繕業は夫々其の製品の製造業の屬する分類の番號と産業名とを、例へば自動車の修繕業であれば「二四自動車製造業」のやうに記入すること。

(5) 工作廳、事業廳に當る官公署は「八二公務」と記入しないで、例へば郵便局の如きは「一八〇郵便、電信電話業」と記入すること。但し貯金管理所、保險管理所、公益質屋等の商業的業務を取扱ふ官公の現業廳と農事試驗場、水産試驗場等は「八二公務」と記入すること。

(6) 製造小賣業は「七二物品販賣業」と記入し、製造卸賣業は工業の何れの産業に當るかを見定め、其の番號と産業名とを記入すること。

(7) 家族であつて世帯主又は他の家族の業務（家業）に従事して所謂家族従業者は(1)の自分で事業を営んで居る者に準じて記入すること。

# 産業分類

番號 産業名 説明、内容例示

## 【農林、水産業】

- 一 食糧農産物栽培業 ○主トシテ稻作、麥作、雜穀作、豆作、甘藷馬鈴薯作、蔬菜栽培等ヲ爲スモノ
- 二 其ノ他ノ農業 ○花卉栽培、種苗業、果樹栽培、茶栽培、藥草栽培
- 三 林業 ○殖林業、炭燒、林産物生産、採取業
- 四 水産業 ○漁撈、採藻、養殖業
- 五 金屬鑛業
- 六 石炭鑛業 ○亞炭ヲ含ム
- 七 石油鑛業 ○石油鑛井請負業ヲ含ム
- 八 其ノ他ノ採鑛業 ○砂鐵、硫黃、明礬、石棉等ノ採取

九 土石採取業 ○砂利採取、大理石採掘、水晶、硅藻土等ノ採取

## 【金屬工業】

- 一〇 金屬精鍊業及材料品製造業 ○レール、針金等ノ製造ヲ含ム
- 一一 鑄物業（航空機關係ノモノ） ○銑鐵、可鍛鑄鐵、銅、青銅、アルミニウム等ノ鑄物業デ航空機關係ノモノ
- 一二 鑄物業（航空機關係以外ノモノ） ○銑鐵、可鍛鑄鐵、銅、青銅、アルミニウム等ノ鑄物業デ航空機ニ關係ナキモノ
- 一三 鋼索製造業 ○鐵索、ワイヤーロープ、ワイヤーベルト等ノ製造
- 一四 其ノ他ノ金屬工業 ○メッキ業、火造（鍛冶）業、熔接業  
○鍊鎖、パネ、金網、ボルト、ナット、座金、紙、釘類、針類、蹄鐵、蹄釘、金屬板製品等ノ製造

○建築用家具用金物、金屬製  
建具家具、建築橋梁鐵塔等  
ノ建設材料ノ製造

【機械器具工業】

一五 原動機類製造業

○蒸氣機、蒸氣機關、蒸氣タ  
ーピン、内燃機關、水力タ  
ーピン、ベルトン水車等ノ  
製造

×航空機用發動機及部分品ハ

「二九航空機及航空機部分  
品製造業」

一六 電氣機械器具類製  
造業

○電氣器具修繕業、無線及有  
線通信機械器具等ノ製造  
ヲ含ム

一七 電線及電機製造業

○被覆電線、絶縁電線、電燈  
コード等ノ製造

一八 電池製造業

○蓄電池充電業ヲ含ム

一九 工作機械器具製造  
業

○旋盤、タライパン、タレッ  
ト、ボール盤等ノ製造

二〇 工具製造業

○金屬工作機械部分品及附屬  
品製造

○製材及木工機械製造業

○カッター、ドリル、刃具、  
大工道具、石工道具、手工  
具、鑄物工具等ノ製造

二一 採鑛、選鑛及精鍊  
用機械器具製造業

○試掘機、鑿岩機、選炭機、  
碎鐵機等ノ製造

二二 化學工業用機械器  
具類製造業

○製藥機、ペークライト型、  
蒸溜機、陶磁器製造機、硝  
子製造機械、製紙機械器具  
等ノ製造

二三 鐵道車輛製造業

二四 自動車製造業

○装甲自動車、自動二輪車、  
自動三輪車等ノ製造ヲ含ム  
○トロツコ、楡、乳母車等ノ  
製造

二六 鋼船製造業

○自轉車修繕業ヲ含ム  
○鐵船、淺港船等ノ製造ヲ含

ム

×部分品及附屬品製造業

「二八其ノ他ノ船舶製造業」

二七 木造船製造業

○帆船、和船、發動機船、モーターボート、傳馬船等ノ製造

○船大工業ヲ含ム

×部分品及附屬品製造業ハ二三

八其ノ他ノ船舶製造業」ヘ

二八 其ノ他ノ船舶製造業

○短艇、スカール、オール、操舵機等ノ製造

○船舶部分品及附屬品製造

二九 航空機及航空機部分品製造業

○航空機ノ組立及左ノ製造ヲ集括ス

機體（機體主要部、降着装置、車輛、ダイヤ、發射機、可撓管、電氣部品、バッキング、滑空機、關聯

器材)

發動機（發動機主要部、氣

化器、活塞環、發電機、點

火栓、電纜、慣性始動機、

中空瓣、排氣管、關聯器材）

プロペラー

専門部品（球軸受、ベネ、

ボルト、ナット、ペロー、

冷却器、唧筒）

航空機用兵器（射擊兵器、

爆彈兵器、雷擊兵器、火工

兵器、通信兵器、計測器、

電氣兵器、光學兵器、航空

偵察兵器、發着兵器、基地

兵器、右關係部品及其ノ他

航空機ニ關聯アル兵器）

○グライダー、輕氣球ヲ含ム

×模型飛行機製造業ハ「七一

其ノ他ノ工業

三〇 運搬機械製造業

○起重機、昇降機、輸送機等ノ製造

三五 照用用機械器具製造業

○電球、探照燈、懐中電燈等ノ製造

三一 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業

三六 銃砲、彈丸、兵器類製造業

○軍刀、銃兜、防毒面、戰車、水雷等ノ製造

三二 農業及土木建築用機械器具製造業

○養蜂器、養蠶具製造  
○農具鍛冶業

三七 軸受製造業

×航空機用兵器製造ハ「二九航空機及航空機部分品製造業」  
×航空機用ハ「二九航空機及航空機部分品製造業」  
×航空機部分品製造業」ハ「  
○機械器具裝置業ヲ含ム

三三 計測器類製造業

○度量衡器、ガスタードル、體溫計、電氣計器、電氣時計、計壓器、ゲージ類時計、測量機械器具等ノ製造

三八 其ノ他ノ機械器具製造業

○機器具裝置業ヲ含ム

【化學工業】

三九 製藥業

○注射液、榮養劑等ノ製造ヲ含ム

四〇 ソーダ製造業

○ソーダ灰、炭酸ソーダ、苛性ソーダ等ノ製造

四一 カーバイト製造業

四二 工業藥品製造業

四三 製鹽業

四四 塗料及顔料製造業

○漆液、靴塗、インキ、印刷

三四 光學機械器具製造業

○發聲映寫機、青寫真機械、寫真機、顯微鏡、レンズ等ノ製造

- 四四 人造石油製造業
- 四六 人造石油製造業
- 四七 餾物油製造業
- 四八 植物油類、動物油脂製造業
- 四九 ゴム製品類製造業
- 五〇 ハルブ製造業、製紙業
- 五一 肥料製造業
- 五二 皮革製造業
- 五三 研磨材料及研磨用品類製造業
- 五四 炭素製品製造業
- 五五 コークス製造業
- 五六 其ノ他ノ化學工業
- 五七 ガス業
- 五八 電氣業
- 五九 水道業
- 六〇 セメント製造業
- 六一 煉瓦及耐火物製造業
- 六二 石灰製造業
- 六三 其ノ他ノ窯業
- 六四 セメント製品及石綿製品製造業
- 六五 其ノ他ノ土石工業
- 五三 〇金剛砂、人造砥石、金剛砂紙、萬能磨粉等ノ製造
- 五四 〇黒鉛、黒鉛電極等ノ製造
- 五五 〇ピッチコークスノ製造ヲ含ム
- 五六 〇セルロイド、蠟、石鹼、化粧品、蓄音機音盤、リノリウム、防水布、煉炭、蚊取線香等ノ製造
- 五七 〇電力ノ發生供給業ニ限ル
- 五八 〇電力ノ發生供給業ニ限ル
- 五九 〇電力ノ發生供給業ニ限ル
- 六〇 〇坩堝製造ヲ含ム
- 六一 〇坩堝製造及繪付
- 六二 〇綱灰、貝灰等ノ製造ヲ含ム
- 六三 〇ガラス、ガラス製品、瑛瑯機器等ノ製造
- 六四 〇石工品製造、碎石業

インキ、鉛筆、繪具等ノ製造ヲ含ム

〇マツチ、附木、ダイナマイト等ノ製造

〇コールタール及タール分留物製造、石油精製

〇ヒマシ油、樟腦、薄荷、レピン油、魚油、獸脂類等ノ製造

〇エポナイト製造業ヲ含ム

【ガス業、電氣業、水道業】

【窯業】

【其ノ他ノ工業】

六六 紡織工業 ○絹物組物業、綿製造、染色

及整理業等ヲ含ム

六七 製材及木製品工業 ○木挽業、合板業ヲ含ム

六八 食料品工業 ○製氷業ヲ含ム

六九 印刷業及製本業

七〇 土木建築業

七一 其ノ他ノ工業 ○紙製品、竹、杞柳、籐類製

品製造

○疊、藁、棕櫚、經木眞田類

製品製造

○皮革製品製造業

○漆器製造業、映畫製作業、

寫真業

七二 物品販賣業 ○新聞發行販賣業、圖書、雜

誌類、出版販賣業、古物商、

百貨店貿易等業ヲ含ム

七三 金融保險業 ○質屋業ヲ含ム

七四 接客業 ○旅館、下宿、料理店、飲食

店、貸席、待合、置屋、貸

座敷業等

七五 其ノ他ノ商業 ○媒介周旋業、倉庫業、預リ

業、貸貸業、娛樂興業ニ關

スル業等

【運輸通信業】

七六 鐵道運輸業 ○架空索道ヲ含ム

七七 自動車運輸業

七八 船舶運輸業 ○水先案内業ヲ含ム

七九 其ノ他ノ運輸業 ○馬車業、仲仕業、赤帽業、

便利屋、回漕業等ヲ含ム

八〇、郵便、電信電話業 ○遞信局、郵便局、電信局、

無線電信局、電話局

八一 其ノ他ノ通信業 ○ラジオ放送業、報道供給業

【公務自由業】

八二 公務 ○他ニ分類セザル皇室事

務、神社、國家事務、軍務、

地方事務

八三 法務、教育、宗教

○辯護士、辯理士事務所、執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所

○學校、圖書館、博物館、幼稚園、學科ノ個人教授所

○神道、佛教、基督教

○醫業、助産婦業、看護業、按摩、鍼灸業、接骨、電氣療法等ノ醫療業

八四 醫 療、衛 生

○理髮、美容業、浴場業、清潔業

○歌醫業、裝飾業

○著述業、藝術、遊藝

○統制會、産業團體、代書代願業

八五 其ノ他ノ自由業

○家事ノ爲メ雇ハレテ居ル女中、下男、書生、派出婦、

家政婦、自動車運轉手

×農家ノ作男、料理店ノ女中等營業上ノ使用人ハ夫々ノ産業へ

○家屋差配業、土地管理業、登山案内業等

○外國大公使館、領事館

八六 家 事 業

○家事ノ爲メ雇ハレテ居ル女中、下男、書生、派出婦、

家政婦、自動車運轉手

×農家ノ作男、料理店ノ女中等營業上ノ使用人ハ夫々ノ産業へ

○家屋差配業、土地管理業、登山案内業等

○外國大公使館、領事館

## (四) 職業欄

(1) 農、工、鑛、商等の總稱又は官吏、會社員、職工、船員等の如き略稱を用ひないで、如何なる種類性質の職業に従事して居るかを何人にも分り易いやうに有りのまゝの職業を具體的に詳しく記入すること。例へば「稻作自作業主」、「朝鮮酒釀造工」、「坑内運搬夫」、「和信布木商販賣店員」、「京畿道加平郡内務課長」、「朝鮮銀行釜山支店出納係員」、「龍山公立中學校生徒」等の如く記入すること。

(2) 官公立の病院、學校の附屬醫院等に於て實際に診療に當つて居る官吏、公吏、教授、助教授等は其の職名の下に更に「醫師」、「齒科醫師」、「藥劑師」等と附記すること。

(3) 官公署等に勤務し現業に従事する者は雇、傭人、工員等の名稱丈に止めないで、「道路工夫」、「タイピスト」、「電話事務員」等と詳しく記入すること。

(4) 家族であつて世帯主又は其の家族の業務に従事して居る所謂家族従業者は其の従事する職業を、例へば「稻作自作手傳」等と記入すること。

(5) 家事の爲に雇はれて居る女中、子守、乳母等は「家事使用人」と記入すること。

(6) 無職業の主婦又は子女等は「無職業の家族」と記入すること。

(7) 毎日又は随時に従業先のかはる日傭稼の如き者も従事する職業の定つて居る場合は「土工」

「石工」、「沖仲仕」等のやうに記入し、定つて居ない者に限り日傭と記入すること。

(8) 従事する職業が三種以上ある者は主なもの一つを記入すること。

(9) 職業がなく収入に依り生計を立てて居る者は「恩給」、「地代」、「小作料」、「家賃」等の如く収入の種類を記入すること。

(10) 學生生徒にして職業を有つて居る者は其の職業を記入し、更に「何學校學生、生徒」と附記すること。

(11) 他に職業のない學生、生徒、兒童は「何學校學生、生徒、兒童」と記入すること。

(12) 職業もなく、學生生徒でもない無職業者は「感化院、養老院收容者」等と記入し、其の身分關係を明かにすること。

## ㄥ 特殊技能欄

航空免狀又は自動車運轉手免許證を有する者に限り現在其の職業に従事して居ると否とを問はず

すべて該當の文字を、例へば航空免狀のやうに○を以て圍むこと。詰り航空機及自動車關係の免狀さへあればすべて記入するのである。

(ウ) 従業上の地位欄

(1) 自分の仕事上の地位が申告書に記載の左の區分の何れに當るかを見定めて、その該當地位欄上部の番號を④作業者のやうに番號だけを○を以て圍むこと。

(2) 陸海軍の現役軍人、應召軍人はすべて⑤公務者、自由職業者、其の他の職業者の如く⑤の番號を○を以て圍むこと。

1 經營者

自分で直接技術的な仕事も、作業的又は事務的な仕事もせず單に經營の組織や人の配置其の他經營の方針を定め事業を管理するだけの仕事をする者。

例○農場主、漁業主、工場主、商店主にして自ら耕作、漁撈、設計、機械作業、仕入販賣等に從事せざる者。

○社長、支店長、専務取締役、理事長等にして事務、技術、作業等に從事せざる者。

○病院主、私立學校主、研究所長、圖書館長等にして事務、技術、研究、教授等に從事せざる者。  
○食堂、劇場、ホテル等の經營者、請負業者、仲買業者等にして自ら事務、技術、作業等に從事せざる者。

## 2 事務者

一般的な事務、商品の仕入販賣事務、簿記、通譯、速記、筆耕等の事務に從事する者。

例○官公署の事務に從事する雇員、傭人。

○銀行保險會社、商店、工業會社等で預金、貸出、爲替、調査、庶務、會計、人事、秘書等の事務に從事する者。

○仕入販賣事務に携はる業主、職員、例へば記帳、會計に當る商店主、工業會社の原料購入係書記、販賣係長、商事會社の輸出部主任、販賣係事務員。

○鐵道會社の驛長、助役、出札掛、改札掛。

○船舶乗組の事務長、事務員、司厨長、荷物主任。

○計理士、通譯、速記者。

○土地、株式、公債等有價證券の販賣、仲買の事務に従事する者。

×商店デパートの店員、賣子は「4 作業者」へ。

### 3 技 術 者

一般に技師長、技師、技手、技手補、技術員、技術員見習と呼ばれる者を指す。官公署の技師、技手はその技術的知識を實際の作業工程に應用して居るか、又は實地作業の指導に當つて居る場合に限り、技術者とし、單に行政的事務に従事してゐる者は「5 公務者、自由職業者、其の他の職業者」とする。

例○農業、林業、水産業、鑛業、工業の技術に従事する者及研究員。

○獸醫師、獸醫手。

○總噸數四十噸以上の船舶の船長、運轉士、機關士。

○航空士。

○醫師、齒科醫師、藥劑師（官吏、公吏、教職員たる醫師、藥劑師等は實際の診療に當ること  
を本務とするものに限る）。

○氣象技術者、氣象手。

#### 4 作 業 者

技術者以外の者で、實際に勞務的仕事に従事する者（熟練工を含む）。

例○營林署定夫、馬調教師、裝蹄師。

○總噸數四十噸未満の船舶の船長、運轉士及機關士。

○運轉手、車掌、航空機整備員、馭者。

○齒科技工、看護婦、産婆、接骨師、美容師。

○店員、仲買人、注文取、外交員。

○藝妓、酌婦。

○家事使用人。

○企畫手、守衛、劇場の囃方、舞臺番、映寫手。

#### 5 公務者、自由職業者、其の他の職業者。

○陸海軍の現役軍人、應召軍人。

○他に分類せられざる官吏、公吏、教職員。

○神官、神職。

○宗教家、僧侶、牧師、神道教師。

○辯護士、司法書士。

○記者、放送員、藝術家、文藝家、音楽家。

○圍碁教授、力士。

6 學生、生徒

○他に職業ある者を除く。

7 其の他の無職業者

○一般家庭の子女等にして職業なき者。

○國民學校兒童、幼稚園園兒。

○恩給、年金、地代、家賃、預金利子等の収入に依る者。

(H) 兵役の關係欄

(1) 申告書に記載の兵役關係の何れに當るかを見定めて、例へば第一國民兵役にある者は④國民  
のやうに該當の各番號を○を以て圍むこと。

(2) 應召中の軍人は①現役と記入すること。

(3) 海軍豫備員は②豫備と記入すること。

(4) 最近兵役法改正に伴ひ兵役の關係に異動を生じた向もあるからよく調べて間違ひのない様に記入すること。

(土) 国籍又は国籍欄

(1) 申告書に記載の国籍又は国籍の何れに當るかを見定めて、例へば朝鮮人であれば②朝鮮人のやうに其の番號を○を以て圍むこと。

(2) 申告書に「3 其の他」とあるは日本人にして内地人、朝鮮人以外の臺灣人、南洋人等を謂ふのである。

(三) 學 歴 欄

(1) 申告書に記載の學歴の何れに當るかを見定めて、例へば國民學校初等科を卒業した者は⑤國初卒のやうに該當番號を○を以て圍むこと。

(2) 二つ以上の學校を卒業した者は最高の卒業學校の該當番號を○を以て圍むこと。同一資格の學校である場合は最後に卒業した學校の該當番號を○を以て圍むこと。

(3) 中途退學した者で該當の番號がないときは最後に卒業した學校の該當番號を○を以て圍むこと  
(4) 簡・書修は簡易學校又は書堂若は之に類するものを修業した者及中途退學した者を含めて謂ふのである。

(5) 青年特別鍊成所又は青年訓練所を修了した者に限り學歷の記入をした上に更に特別鍊成所のやうに該當の文字を○を以て圍むこと。例へば國民學校初等科を卒業し青年訓練所を修了した者は⑤國初卒、青年訓練所のやうに記入を爲すこと。

(6) 現在就學中の者は別に職業欄に詳細記入することになつて居るから本欄の記入はいらない。

(三) 申告義務者氏名、捺印欄

申告書の(1)から(10)迄の記入が完全に出来たかどうかを、申告義務者である世帯主又は世帯の管理者は確めた上間違ひのないことを認めたとき、其の氏名を記入し捺印すること。

(四) 人口調査員檢印欄

人口調査員は各世帯から蒐集した申告書の記入事項を檢査し、更に照査表の該當欄とも照合し間違ひかないことを確めた後檢印すること。

# 關係法令

## (一) 資源調査法 (抄) (昭和四年四月十二日) 法律第五十三號

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

## (二) 朝鮮昭和十九年人口調査規則 (昭和十九年二月十九日) 朝鮮總督府令第五十六號

第一條 資源調査法第一條ノ規定ニ依リ昭和十九年五月一日午前零時ニ於テ朝鮮ニ現在スル者ニ付人口ノ調査ヲ行フ但シ陸海軍ノ部隊及艦船ニ在ル者ニ付テハ之ヲ行ハズ

前項ノ調査ハ朝鮮昭和十九年人口調査(以下單ニ人口調査ト稱ス)ト呼稱ス

第一項ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ第一項ノ時期後四日以内ニ始メテ朝鮮ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和十九年五月一日午前零時ニ朝鮮ニ現在シタル者ト看做ス

本令ニ於テ陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵備船及海軍徵備船ヲ謂フ

第二條 人口調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス

- 一 住所及本籍
- 二 氏名
- 三 男女ノ別
- 四 出生ノ年月日
- 五 配偶者ノ有無
- 六 所屬ノ産業及職業並ニ特殊技能
- 七 従業上ノ地位
- 八 兵役ノ關係
- 九 民籍又ハ國籍
- 十 學歴

第三條 人口調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ

一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ

寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザル者ハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第四條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者ニ付第二條各號ノ事項ヲ申告スベシ

世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ人口調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第五條 申告義務者ハ各世帯ニ配付スル別紙様式ニ依ル人口調査申告書用紙ヲ以テ昭和十九年五月一日午前八時迄ニ人口調査申告書ヲ作成シ人口調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第六條 第一條ニ該當ナル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレサリシコトヲ知りタルトキハ昭和十九

年五月四日迄ニ最寄人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ但シ事宜ニ依リ最寄府尹（京城府ニ在リテハ區長）邑面長ニ申出ヅルコトヲ得

第七條 道知事ハ朝鮮總督ノ、郡守島司ハ道知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第八條 府尹ハ道知事ノ、邑面長ハ郡守又ハ島司ノ、（京城府ニ於ケル區長ハ府尹ノ）指揮監督ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第九條 府尹邑面長ハ調査ヲ執行スル爲道知事ヲ認可ヲ經テ府邑面ノ區域ヲ調査區ニ分割ス

第十條 道知事ハ資源調査員ニ就キ擔當調査區内ニ於ケル本令ニ依ル人口調査申告書用紙ノ配付、

人口調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ニ從事セシムベキ者（以下人口調査員ト稱ス）ヲ指定スベシ

人口調査員ハ府尹（京城府ニ在リテハ府尹及區長）又ハ邑面長之ヲ指揮監督ス

第十一條 府尹邑面長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當人口調査員ノ氏名並ニ豫備員タル人口調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第十二條 人口調査員ハ昭和十九年四月二十一日ヨリ同三十日迄ノ間ニ於テ各世帯ニ人口調査申告書

用紙ヲ配付スベシ

申告義務者前項ノ期間内ニ人口調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ當該調査區ノ擔當人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出デ之ガ配付ヲ受クベシ

第十三條 人口調査員各世帯ニ就キ職務ヲ執行スル期間ハ昭和十九年四月二十一日ヨリ五月五日迄トス但シ蒐集シタル人口調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 人口調査申告書及附屬書類ハ道知事ノ定ムル期限迄ニ邑面長ハ郡守又ハ島司ニ（京城府ニ於ケル區長ハ府尹ニ）府尹郡守島司ハ道知事ニ之ヲ提出シ道知事ハ昭和十九年五月二十日迄ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第十五條 天災事變ノ爲人口調査員第十三條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ完結スルコト能ハザルトキハ道知事ハ直ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ此ノ場合ニ於テハ道知事ハ朝鮮總督ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間ヲ延長ス

道知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキハ之ヲ告示ス

第十六條 左ノ場所ニ關スル調査ニ付テハ朝鮮總督別ニ其ノ手續ヲ定ム

一 王公族ノ殿邸

## 二 外國ノ軍艦

## 三 監獄、矯正院及豫防拘禁所

第十七條 道府（京城府ニ於ケル區ヲ含ム）郡島邑面ニ於テハ朝鮮總督ノ承認シタル場合ヲ除クノ外人口調査申告書及附屬書類ノ副本ヲ作成シ又ハ人口調査申告書及附屬書類ニ依リ他ノ統計ヲ作成スルコトヲ得ズ

第十八條 道府（京城府ニ於テハ區ヲ含ム）郡島邑面ニ於テハ人口調査ニ附帶シテ他ノ調査ヲ爲スコトヲ得ズ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄シタル者

二 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

三 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ調査ヲ妨ゲタル者

第二十條 本令施行ノ爲道府郡島ニ於テ要スル經費ノ中國庫ハ三十一萬五千八百五十二圓ヲ限リ之ヲ道ニ配付ス

## 附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別紙様式



昭和十九年五月一日  
人口調査申告書

※の欄は府尹（京城府に在りては區長）邑面長に於て記入すること

井世帯 番號第	人口調査 員檢印	(10) 學 歴	(8) 兵役の關係	(7) 従業上の地位	(6) 所屬の産業及 職業並に特殊技能	(4) 出生の年月日	(2) 氏 名	(1) 住所及本籍	※ 調査區 番號第	道	府 郡 邑 面	井	町 里	番 地
								(イ) 所住	府 郡 邑 面	井	町 里	番 地		
號	申告義務者氏名	1 大卒 2 專卒 3 中高卒 4 國中卒 5 國初卒 6 國初退 7 簡書修 8 不就學	1 現役 2 豫備 3 補充 4 國民 5 兵役關 係なし	1 經營者 2 事務者 3 技術者 4 作業者 5 公務者、 自山職業者、 其他の職業者	(イ) 産 業 (ロ) 業 職 (ハ) 特殊技能 免職 免職 理白 理白 傳 傳 免 免 職 職	年 月 日 生	(3) 男 女	(イ) 籍本	有 無	男 女	無	有 無	有 無	有 無
井第 枚の内	井の欄は人口調査員に於て記入すること	特別錬成所 青年訓練所		6 學生 7 其の他の 生徒 職業者				(イ) 籍本						
號														

朝鮮總督府

(圖 表)

三五

(6) 産業欄の記入に用ふべき産業分類

- 二一 食糧農産物栽培業
- 二二 其ノ他ノ農業
- 二三 林業
- 二四 水産業
- 二五 金銀鑄造業
- 二六 石炭鑄造業
- 二七 石油鑄造業
- 二八 其ノ他ノ探鑛業
- 二九 土石採取業
- 三〇 金屬精錬業及材料品製造業
- 三一 鑄物業 (航空機關係ノモノ)
- 三二 鑄物業 (航空機關係以外ノモノ)
- 三三 鋼索製造業
- 三四 其ノ他ノ金屬工業
- 三五 原動機類製造業
- 三六 各種機械器具類製造業
- 三七 電線及電機製造業
- 三八 電池製造業
- 三九 工作機械器具製造業
- 四〇 工具製造業

(6) 何職業欄は自分の従事する職業を有りのまゝに何人にも分るやう詳しく記入すること

- 三 探鑛、選礦及精錬用機械器具製造業
- 三 化學工業用機械器具類製造業
- 三 自動車製造業
- 三 自働車製造業
- 三 自働車ノ其ノ他ノ車輛製造業
- 三 鋼船製造業
- 三 木造船製造業
- 三 其ノ他ノ船舶製造業
- 三 航空機及航空機部分品製造業
- 三 潤滑機、機械製造業
- 三 ポンプ、水車、風車、扇機及各種機械製造業
- 三 農業及土木建築用機械器具製造業
- 三 計測器類製造業
- 三 光學核磁器具製造業
- 三 照明用器具製造業
- 三 銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 三 軸受製造業
- 三 其ノ他ノ機械器具製造業
- 三 製藥業
- 四 ソーダ製造業
- 四 カーバイド製造業
- 四 工業藥品製造業
- 四 製糖業
- 四 塗料及顔料製造業
- 四 發火物製造業
- 四 人造石油製造業
- 四 植物油脂類、動物油脂製造業
- 四 植物油脂類、動物油脂製造業
- 四 ゴム製品類製造業
- 四 バルブ製造業、製紙業
- 四 肥料製造業
- 四 皮革製造業
- 四 研磨材料及研磨用品類製造業
- 四 炭素製品製造業
- 四 コークス製造業
- 四 其ノ他ノ化學工業
- 四 ガス業
- 四 電氣業
- 四 水道業
- 四 セメント製造業
- 四 煉瓦及耐火物製造業
- 四 石灰製造業
- 四 其ノ他ノ窯業
- 五 セメント製品及石綿製品製造業
- 五 其ノ他ノ土石工業
- 五 紡織工業
- 五 製材及木製品工業
- 五 食料品工業
- 五 印刷業及製本業
- 五 土木建築業
- 五 其ノ他ノ工業
- 五 物品販賣業
- 五 金庫保險業
- 五 接客業
- 五 其ノ他ノ商業
- 五 鐵道軌道業
- 五 自働車運轉業
- 五 船舶運轉業
- 五 其ノ他ノ運輸業
- 五 郵便、電信電話業
- 五 其ノ他ノ通信業
- 五 公務
- 五 法務、教育、宗敎
- 五 醫療、衛生
- 五 其ノ他ノ自由業
- 五 家事業
- 五 其ノ他ノ産業
- 五 無業

(三) 朝鮮昭和十九年人口調査特別地域調査規則

(昭和十九年二月十九日  
朝鮮總督府令第五十七號)

第一條 朝鮮昭和十九年人口調査規則第十六條各號ニ掲グル場所ニ於ケル調査ノ手續ハ本令ニ依ル

第二條 王公族ノ殿邸ニ於ケル調査ハ之ヲ李王職長官ニ委囑ス

第三條 外國ノ軍艦ニ於ケル調査外務大臣ヲ經テ其ノ司令官又ハ艦艇長ニ之ヲ委囑ス

第四條 監獄、矯正院及豫防拘禁所ニ於ケル調査ハ各其ノ長之ヲ管掌シ人口調査申告書ハ昭和十九年

五月二十日迄朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(四) 朝鮮昭和十九年人口調査地方事務取扱規程

(昭和十九年二月十九日)  
朝鮮總督府訓令第十二號

目次

- 第一章 道
- 第二章 郡 島
- 第三章 府 邑 面
  - 第一節 總 則
  - 第二節 調査區ノ設定
  - 第三節 人口調査員擔當調査區ノ指定
  - 第四節 人口調査員ノ指導
  - 第五節 準備調査
  - 第六節 申告書用紙ノ交付
  - 第七節 申告書、照査表及照査表寫ノ檢査
  - 第八節 府、邑面要計表ノ作成、申告書及照査表寫ノ整理並ニ此等書類ノ提出
- 第四章 人口調査員
  - 第一節 總 則
  - 第二節 準備調査
  - 第三節 申告書用紙ノ配付
  - 第四節 申告書ノ蒐集及檢査
  - 第五節 申告書ノ整理及調査書類ノ提出

## 第一章 道

第一條 道知事ハ道ニ臨時人口調査部ヲ設ケ管内ニ於ケル人口調査ノ事務ヲ處理セシムベシ

第二條 臨時人口調査部ニハ部長一人及副部長二人ヲ置キ部長ハ内務部長ヲシテ、副部長ハ地方課長及官房主事ヲシテ之ニ當ラシムベシ

道知事ハ前項ノ職員ノ外道職員中ヨリ部員ヲ命ジ部長ノ指揮ヲ承ケ部ノ事務ニ従事セシムベシ

第三條 道知事ハ道ニ臨時人口調査委員會ヲ設クベシ

前項ノ委員會ノ組織及權限ハ道知事之ヲ定ム

第四條 道知事ハ昭和十九年三月十日迄ニ府尹（京城府ニ於ケル區長ヲ含ム）郡守及島司又ハ府郡島

（京城府ニ於ケル區ヲ含ム）ノ人口調査事務主務者ヲ道ニ招集シ人口調査事務ニ關スル指示打合ヲ爲

スベシ

第五條 道知事府邑面ノ調査區ノ設定ヲ認可シタルトキハ直ニ府邑面別調査區數ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第六條 道知事ハ調査區ノ實況ニ通ジ人口調査員タルニ適當ト認ムル者ヲ指定スベシ

雅字又島同ハ前段ノ對事員中ニ主簿洋一人ヲ命ズヘシ

豫十一翁 雅字又島同ハ雅島郷員中ニ人口調査事務對事員ヲ命ジ人口調査ノ事務ヲ與任サシムヘシ

### 第二章 縣 島

スヘシ

マ宗了スルロイ論ハセシ聯合ニ就テ同縣限テ十五翁ノ縣政ニ對シ辨告ハ雷辯又ハ雷辯ヲ以テ之ヲ爲  
翁十翁 天災事變ノ爲障障即味十止半人口調査縣限(以下單ニ縣限イ辭ス) 第十三翁ノ限内ニ調査  
者ノ完全ヲ期スヘシ

豫六翁 前翁ノ對出書賤ハ備失毀財ヲ測リ其ノ對管ニ轉ニ我意ノ其ノ總發ニ總シテハ同選又選送ニ

ニ對出スヘシ

豫要情奏(對左案一覽)ニ對知シ其ノ對ノ調査書賤イ共ニ即味十止半五月二十日迄ニ之ヲ撰雜編料

豫八翁 豫政事ハ前氏、雅字又ハ島同ニ對出シ之ヲ調査書賤ニ對査シ其要情奏又雅島要情奏ニ對シ

ニ之ヲ撰料、雅字又ハ島同ニ對出スヘシ

豫十翁 豫政事障障雜料ニ對調査事務ニ要スル印帳簿賤ノ交付ヲ受テ之ヲイキハ撰雜編料撰ノ衣ハ對

第十二條 郡守及島司ハ昭和十九年三月二十五日迄ニ邑面長又ハ邑面ノ人口調査事務主務者ヲ郡島ニ招集シ人口調査事務ニ關スル指示打合ヲ爲スベシ

第十三條 郡守及島司道知事ヨリ調査事務ニ要スル印刷物類ノ交付ヲ受ケタルトキハ邑面所要ノ分ハ逕ニ之ヲ邑面長ニ交付スベシ

第十四條 郡守及島司ハ邑面長ヨリ提出シタル調査書類ヲ検査シ邑面要計表ニ依リ郡島要計表(様式

第二號)ヲ作成シ其ノ他ノ調査書類ト共ニ道知事ノ定ムル期限迄ニ之ヲ道知事ニ進達スベシ

第十五條 第九條ノ規定ハ前條ノ進達書類ニ付之ヲ準用ス

第十六條 天災事變ノ爲規則第十三條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハザルトキハ郡守又ハ島司ハ直ニ其ノ旨ヲ電報又ハ電話ヲ以テ道知事ニ報告スベシ

### 第三章 府 邑 面

#### 第一節 總 則

第十七條 人口調査ニ關スル府尹(第一號及第二號ノ事項並ニ第七號中府要計表ノ作成ヲ除キ京城府ニ在リテハ府尹及區長)及邑面長ノ職務ハ左ノ如シ

普及を圖るべし

第二十條 市長（京都市長ニ在りてハ市長又副市長） 市面長ハ應當ノ次序ニ於テ管内ニ人口調査ノ職官ノ

市長（京都市長ニ在りてハ市長又副市長） 市面長ハ前項ノ辦事員中ヨリ主務者一人ヲ命ズルベシ

ハ人口調査ノ事務ヲ盡行スルベシ

第二十八條 市長（京都市長ニ在りてハ市長又副市長） 市面長ハ市面總員中ヨリ人口調査事務辦事員ヲ命

スルベシ

市面長ハ市面總員中ヨリ人口調査事務辦事員ヲ命

スルベシ

市面長ハ市面總員中ヨリ人口調査事務辦事員ヲ命

スルベシ

市面長ハ市面總員中ヨリ人口調査事務辦事員ヲ命

スルベシ

市面長ハ市面總員中ヨリ人口調査事務辦事員ヲ命

第二十條 天災事變ノ爲規則第十三條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハザルトキハ直ニ其ノ旨ヲ電報又ハ電話ヲ以テ府尹ハ道知事ニ、邑面長ハ郡守又ハ島司ニ、京城府ニ於ケル區長ハ府尹ニ報告スベシ

## 第二節 調査區ノ設定

第二十一條 府尹邑面長ハ左ノ各號ニ依リ調査區ヲ設定シ道知事ノ定ムル期限迄ニ認可ヲ申請スベシ

- 一 調査區ハ一人ノ人口調査員一日中ニ區内各世帯ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ程度トスルコト

- 二 調査區ノ區域ハ成ルベク町洞里等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ町會、部落聯盟及愛國班等ノ區域ニ適合セシメ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、溝渠、牆壁、道路、通路、鐵道、電信電話線等ヲ以テ境界トスルコト

- 三 多數ノ人員集合居住スル場屋例ヘバ寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所等又ハ船舶ノ存在スル場所ハ其ノ人員ニ應ジ調査區ヲ設定スルコト

第二十二條 府尹邑面長調査區ヲ設定スル場合ニ於テハ其ノ管内ノ陸上及水面ニ重複又ハ脱漏ナキヲ

## 期スベシ

第二十三條 調査區設定ノ認可申請書ニハ調査區ノ番號、區域、世帯概數及人口概數ヲ記載スベシ

## 第三節 人口調査員擔當調査區ノ指定

第二十四條 一調査區ノ調査ハ一人ノ人口調査員之ヲ擔當スルモノトス但シ水面ノ調査其ノ他特別ノ事情アル場合ニハ二人以上ノ人口調査員ヲシテ一調査區ヲ擔當セシムルコトヲ得

第二十五條 人口調査員ノ指定アリタルトキハ府尹邑面長ハ各人口調査員ノ擔當調査區ヲ定メ辭令書ニ照査表用紙(様式第四號)ヲ添ヘ昭和十九年四月五日迄ニ之ヲ本人ニ交付スベシ 但シ調査區ヲ擔當セシメザル人口調査員ニハ照査表用紙ヲ交付セズ豫備員タル旨ヲ通知スベシ

第二十六條 人口調査員ニ交付スベキ照査表用紙ハ一人ニ付二通トシ府尹(京城府ニ在リテハ府尹及區長)邑面長ハ豫メ各通指定ノ箇所ニ道府郡島邑面名、調査區區域及人口調査員ノ氏名ヲ記入シ府邑面名ノ末尾ニ其ノ印ヲ捺捺スベシ

第二十七條 人口調査員疾病共ノ他己ムヲ得ザル事故ノ爲調査ニ從事シ難キトキハ府尹邑面長ハ直ニ豫備員中ヨリ之ニ代ラシメ其ノ旨ヲ告示スベシ

前項ノ場合ニ於テハ府尹（京城府ニ在リテハ府尹及區長以下同ジ）邑面長ハ照査表其ノ他ノ書類ヲ回收シ人口調査員ノ氏名ヲ書換ヘ新擔當人口調査員ニ之ヲ交付スベシ

#### 第四節 人口調査員ノ指導

第二十八條 府尹邑面長ハ人口調査員ノ擔當調査區ヲ指定シタル後速ニ人口調査員ヲ招集シ之ヲ指導スベシ

第二十九條 府尹邑面長ハ適當ノ時期ニ於テ人口調査員ヲ招集シ調査事務ノ打合又ハ協議ヲ爲スベシ

#### 第五節 準備調査

第三十條 府尹邑面長ハ調査期日ニ先チ期間ヲ定メ人口調査員ヲシテ擔當調査區内ノ各世帯ニ就キ準備調査ヲ爲サシムベシ

第三十一條 府尹邑面長ハ準備調査ニ際シ其ノ執行ニ必要ナル世帯番號札（様式第五號）ヲ人口調査員ニ交付スベシ

第三十二條 府尹邑面長ハ準備調査ニ際シ管内各調査區ヲ巡回シ又ハ當該職員ヲシテ巡回セシメ其ノ執行ヲ監視スベシ

第三十三條 人口調査員準備調査後照査表ヲ提示シタルトキハ府尹邑面長ハ之ヲ檢査シ調査ニ重複、  
 脱漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ人口調査員ニ質シ照査表ノ訂正ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ再調査  
 ヲ命ズベシ

第六節 申告書用紙ノ交付

第三十四條 府尹邑面長前條ノ檢査ヲ終ヘタルトキハ照査表ヲ還付スルト同時ニ同表ニ記入セラレタ  
 ル人員概數ニ應ジ各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ヲ人口調査員ニ交付スベシ

第三十五條 申告書用紙ノ交付ニ際シ不足ヲ生ジタルトキハ府尹ハ道知事ニ、邑面長ハ郡守又ハ島司  
 ニ、京城府ニ於ケル區長ハ府尹ニ請求シ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ人口調査員ニ交付スベシ

第三十六條 人口調査員ニ交付スベキ申告書用紙ニハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡島區邑面名ヲ  
 記入スベシ

第七節 申告書、照査表及照査表寫ノ檢査

第三十七條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘ申告書、照査表及照査表寫ヲ提出シタルトキハ府尹邑面  
 長ハ之ヲ檢査スベシ

第三十八條 府尹邑面長前條ノ検査ヲ結果申告書、照査表及照査表寫ノ記入ニ重複、脱漏、誤謬又ハ不明ナル文字アルトキハ人口調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムベシ

第三十九條 府尹邑面長ハ検査ノ結果調査漏ノ世帯アリト認ムルトキハ人口調査員ヲシテ之ガ調査ヲ爲サシメ既ニ調査ヲ經タル世帯ニ廻シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ爲サシムベシ

第四十條 府尹邑面長申告書、照査表及照査表寫ノ検査訂正ヲ終ヘタルトキハ照査表及照査表寫ノ指定ノ箇所ニ檢印スベシ

第八節 府、邑面要計表ノ作成、申告書及照査表寫ノ整理竝ニ此等書類ノ提出

第四十一條 府尹邑面長申告書及照査表検査ノ手續ヲ終ヘタルトキハ府、邑面要計表（様式第三號）一通作成スベシ

府、邑面要計表ノ作成ハ府、邑面要計表用紙ヲ用ヒ調査區番號ノ順序ニ從ヒ照査表ニ依リ一調査區毎ニ調査區番號、世帯數及世帯人員ヲ記入シ次ニ世帯數及世帯人員ノ各合計ヲ算出記入スルモノトス、但シ用紙二枚以上ヲ用ヒタルトキハ一枚毎ニ小計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入シ且各用紙指定ノ箇所ニ順次其ノ枚數及號數ヲ記入スベシ

前項ノ場合ニ於テ照査表ニ依リ記入シタル數字ハ必ス之ヲ照査表ニ對照シ且小計及合計ハ更ニ之ヲ檢算スベシ

第四十二條 府尹邑面長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ府、邑面要計表指定ノ箇所ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ  
捺印スベシ但シ用紙二枚以上ヲ用ヒタルトキハ最終ノ用紙ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

第四十三條 府尹邑面長府、邑面要計表ノ作成ヲ終ヘタルトキハ左ノ手續ヲ爲スベシ

一 各調査區ノ申告書ヲ照査表ニ對照シ枚數ヲ檢査シ世帯通シ番號順ニ重ネ一調査區毎ニ一括トスルコト但シ人口調査員ノ淨寫シタル申告書アルトキハ淨寫ノ分ヲ括中ニ入レ淨寫済申告書原書ハ之ヲ除キ置クベシ

二 各調査區ノ申告書括ヲ府、邑面要計表ニ對照シ調査區番號順ニ重ネ府邑面全部ヲ一括ト爲スコト但シ一府邑面ヲ一括ト爲シ難キ場合ハ便宜分割シ何府邑面何括ノ内第何號ト記入シタル札ヲ附スルコト

三 府、邑面要計表指定ノ箇所ニ申告書ノ括數ヲ記入スルコト

四 照査表ヲ調査區番號順ニ重ネ一綴トスルコト

五 照査表寫ヲ調査區番號順ニ重ネ府、邑面要計表ヲ添ヘ一綴トスルコト

六 淨寫濟申告書原書ヲ調査區番號及世帯番號順ニ重ネ一綴トスルコト

第四十四條 府尹邑面長ハ申告書括、前條第五號ノ府、邑面要計表、照査表寫綴及第六號ノ淨寫濟申告書原書綴ヲ取纏メ道知事ノ定ムル期限迄ニ之ヲ府尹ハ道知事ニ、邑面長ハ郡守又ハ島司ニ提出スベシ

照査表綴ハ府尹邑面長昭和二十年三月三十一日迄之ヲ保管スベシ

第四十五條 第九條ノ規定ハ前條第一項ノ提出書類ニ付之ヲ準用ス

第四十六條 府尹邑面長ハ調査書類提出後ト雖モ該書類ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタルトキハ保管書類ニ依リ又ハ人口調査員タリシ者ニ質シ若ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

## 第四章 人口調査員

### 第一節 總 則

第四十七條 人口調査員ハ府尹邑面長ノ指揮監督ヲ承ケ調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

## 一 準備調査

## 二 申告書用紙ノ配付

## 三 申告書ノ蒐集及檢査

## 四 申告書ノ整理及調査書類ノ提出

## 五 前各號ノ附帶事務

第四十八條 人口調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第四十九條 人口調査員ハ職務執行中知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄スベカラス

第五十條 人口調査員擔當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ム

ルトキハ直ニ其ノ旨ヲ府尹邑面長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第五十一條 人口調査員ハ職務執行ニ便スル爲豫メ擔當調査區内巡回ノ順路ヲ定メ準備調査、申告書

用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ノ際概ネ其ノ順路ニ依ルベシ

第五十二條 人口調査員疾病其ノ他已ムラ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ直ニ府尹邑

長ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第五十三條 人口調査員ハ申告書、照査表及照査表寫提出後ニ於テモ府尹邑面長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スベシ

### 第二節 準備調査

第五十四條 人口調査員ハ府尹邑面長ノ定ムル期間内ニ準備調査トシテ左ノ事務ヲ行フベシ

一 各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世帯ニ世帯番號札ヲ貼附スルコト但シ船舶ニ在テハ昭和十九年五月一日午前零時迄繫留スベキ見込アルモノニ限ル

二 世帯所在地ノ町洞里名及地番ヲ調査スルコト

三 準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコト

四 各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト

五 各世帯ノ人員概數ヲ調査スルコト

世帯員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハザルトキハ再ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スベシ

第五十五條 世帯番號札ヲ貼附スル場合ニ於テハ左ノ事項ニ注意スベシ

一 普通ノ家屋ハ勿論社寺、學校、工場、倉庫、物置等ノ建物、舟筏其ノ他掛小屋、葭簀張天幕土幕等臨時ノ設備ト雖モ其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世帯番號札ヲ貼附スルコト

二 一棟ノ家屋内ニ數箇ノ世帯アルトキハ一世帯毎ニ世帯番號札ヲ貼附シ數棟又ハ母屋及附屬建物ニ跨リ一世帯アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帯番號札ヲ貼附スルコト

三 旅館、下宿屋（素人下宿ヲ含ム）等ノ旅客、下宿人等ノ集リハ營業主ノ普通世帯トハ別ノ準世帯ナルヲ以テ之ヲ區別シテ世帯番號札ヲ貼附スルコト

世帯番號札ヲ貼附スベキ世帯ノ物資配給等ノ爲便宜認メタル世帯トハ必ズシモ一致セザルヲ以テ規則第三條ノ規定ニ從ヒ世帯ノ單位ヲ定ムベシ

第五十六條 人口調査員一世帯ニ就キ第五十四條ノ調査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表第一欄乃至第五欄ニ記入スベシ但シ普通ノ家屋以外ニ在ル世帯ニ付テハ住居ノ種類ヲ備考欄ニ記入スベシ

前項ノ記入ヲ爲スコト能ハズ再調査ヲ要スルモノアルトキハ備考欄ニ「要再調」ト記入シ置キ重本テ巡厄シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シタル止備考欄「要再調」ノ文字ヲ抹消スベシ

準備調査後照査表ノ記入事項ニ異動又ハ誤謬アルコトヲ知リタルトキハ其ノ都度訂正加除スベシ

第五十七條 人口調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ府尹邑面長ノ定ムル期限迄ニ照査表ヲ府尹（京城府ニ在リテハ區長）邑面長ニ提示シ其ノ檢査ヲ受クベ

### 第三節 申告書用紙ノ配付

第五十八條 人口調査員ハ府尹邑面長ノ定ムル期日ニ擔當調査區内ノ各世帯ニ照査表記入ノ人員概數

ニ應ジ申告書用紙ヲ配付シ其ノ枚數ヲ照査表第六欄ニ記入スベシ申告義務者又ハ之ニ代ルベキ者共

ニ不在ノ世帯ニハ重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ委託シテ配付スルコトヲ得

船舶ニ申告書用紙ヲ配付シタルトキハ半紙大ノ青色紙ヲ交付シテ見易キ箇所ニ貼附セシムベシ

第五十九條 人口調査員ハ申告表用紙配付前豫メ照査表ニ依リ申告書用紙指定ノ箇所ニ町洞里名地番及世帯番號ヲ記入シ配付ノ際更ニ相違ナキコトヲ確ムベシ

第六十條 人口調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ申告義務者ニ對シ昭和十九年五月一日午前八時迄ニ申告書ヲ作成スベキ旨ヲ告グベシ申告義務者以外ノ者ニ配付シタル場合亦同シ

人口調査員ハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示シ申告ニ重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第六十一條 人口調査員申告用紙配付ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ

處理スベシ但シ舟筏ニ在リテハ昭和十九年五月一日以後迄繫留スベキモノニ限ル

一 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區外ニ移轉シタルトキハ世帯番號札ヲ取去リ照査表ノ記入ヲ讀得ル様抹消シ備考欄ニ「區外移轉」ト記入スルコト

二 照査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯番號札ノ貼附及照査表ノ記入ヲ爲シ當該世帯ニ申告書用紙ヲ配付スルコト但シ此ノ場合ニハ照査表備考欄ニ「追加」ト記入スベシ

三 照査表記載ノ世帯擔當調査區内ニ於テ移轉シタルトキハ前二號ニ準ジテ處理シ照査表備考欄「區内移轉」ト記入スルコト

#### 第四節 申告書ノ蒐集及檢査

第六十二條 人口調査員ハ府尹邑面長ノ定ムル期日ニ擔當調査區内ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スベシ

第六十三條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯又ハ人員ノ増加其ノ他ノ必要ニ應ズル爲豫備ノ申告書用紙ノ携帶スベシ

第六十四條 人口調査員申告書蒐集ノ際照査表ニ記入セラレタル世帯ニ異動アルコトヲ知りタルトキ又ハ新ニ調査スベキ世帯ヲ發見シタルトキハ第六十條第二項及第六十一條ノ規定ニ準ジテ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第六十五條 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲スコト能ハザルモノアルトキハ人口調査員ハ申告書蒐集ノ際二頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シ讀ミ聞カセタル上捺印セシメ之ヲ蒐集スベシ

第六十六條 人口調査員世帯ニ就キ申告書ヲ受取りタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ處理スベシ

- 一 一世帯ノ申告書二枚以上ニ亘ルトキハ申告書ノ枚數及號數ヲ申告書指定ノ箇所ニ記入スルコト
- 二 申告書ノ世帯番號、世帯ノ所在地及申告義務者ノ氏名ヲ照査表ニ對照シ相違ノ點ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リ之ヲ訂正スルコト

三 申告書各項ノ記入ヲ檢査シ重複、脱漏、誤謬又ハ不明ノ文字アルトキハ申告義務者ヲシテ之ヲ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スルコト

四 前二號ノ申告書ニシテ訂正シ能ハザルモノニ付イテハ重ネテ申告書用紙ヲ交付シ更ニ申告書ヲ作成セシメ又ハ自ラ淨寫スルコト

船舶ニ付イテ前項ノ手續ヲ終ヘタルトキハ半紙大ノ赤色紙ヲ交付シテ見易キ箇所ニ貼附セシムベシ

第六十七條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘタルトキハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スル

モノアルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スベシ

一 申告書ノ枚數ヲ照査表第八欄ニ記入スルコト

二 申告書ノ男女ノ別及民籍又ハ國籍欄ニ依リ一世帯毎ニ其ノ數ヲ計ヘ照査表第九欄ノ記入ヲ爲ス

コ

三 照査表第八欄及第九欄ノ合計ヲ算出記入シ檢算スルコト但シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ

小計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入スルコト

四 照査表記入ノ順序ニ依リ照査表第七欄ニ世帯通シ番號ヲ記入スルコト

五 照査表ノ枚數及號數ヲ照査表指定ノ箇所ニ記入スルコト

第六十八條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ照査表ト各申告書トヲ對照シ符合スルヤ否ヤヲ

檢査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第五節 申告書ノ整理及調査書類ノ提出

第六十九條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ申告書指定ノ箇所ニ檢印スルト共ニ照査表寫ヲ作成シ照査表及照査表寫ノ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ照査表寫ハ必ず之ヲ照査表ニ對照シ相違ナキコトヲ確ムベシ

第七十條 人口調査員ハ申告書ヲ世帯通シ番號應ニ重ネテ一括シ照査表及照査表寫ト共ニ府尹邑面長ノ定ムル期限迄ニ之ヲ府尹（京城府ニ在リテハ區長）邑面長ニ提出スベシ

道票計表

府縣名	面積	申告書 紙數	世帯數	住 民 人 員										
				日 本 人						外 國 人		合 計		
				内地人		朝鮮人		其 他		男	女	男	女	男
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
		(二十五回)												
20														
21														
22														
23														
24														
25														
合 計														

様式第一號

昭和三十九年七月三十一日現在



道 郡 島 府 邑 面 要 計 表

申告書枚数		括		数ノ百第										號	
調査區番號 (順序=依4=ト)	世帯數	人 員										計			
		日 本 人					外 國 人		合 計						
		内地人		朝鮮人		其 他		男	女	男	女		男	女	
第 一 區		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計			
第 二 區															
第 三 區															
第 四 區															
第 五 區															
第 六 區															
第 七 區															
第 八 區															
第 九 區															
第 十 區															
小 計															
合 計															

様式第三表

(数字はアラビア数字で附ケルこと)

道 郡 島 府 邑 面  
知 事 官 印



昭和十九年 月 日

府 長 官  
印 色 面





樣式第五號  
世帶番號札

朝鮮昭和十九年人口調査

第

調査區

世帶第

號

世帶主又ハ  
世帶ノ管理者